

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

平成29年12月21日

会議の名称	第1回 志木市総合教育会議
開催日時	平成29年12月21日（木）13時25分～14時05分
開催場所	市役所2階 201会議室
出席委員	<総合教育会議メンバー>（※進行者） 香川武文市長*、神山邦明教育長職務代理、岩澤千恵子委員、 田村成彦委員、八代豊委員 <p style="text-align: right;">（計 5人）</p>
欠席委員	なし <p style="text-align: right;">（計 0人）</p>
説明員職氏名	小日向生涯学習課長 <p style="text-align: right;">（計 1人）</p>
議 題	家庭教育の支援に関する条例制定に向けての考え方について
結 果	
事務局職員	土岐教育政策部長、松永企画部参事兼政策推進課長、 大熊教育総務課長、小日向生涯学習課長、浅見生涯学習課主査、 松永生涯学習課主任、本間政策推進課主任
その他必要事項	

会議内容の記録（会議経過、結論等）

- ・配布物の確認を行った。
- ・開会前に傍聴希望者の有無について確認を行った。
→傍聴希望者有り（1名）

1 開会

（傍聴希望者入室）

2 議題

＜家庭教育の支援に関する条例制定に向けての考え方について＞

香川市長より条例制定の目的について、小日向生涯学習課長より、市内小中学校の児童生徒を対象に行ったアンケート調査の結果及び家庭教育の支援に関する条例制定に向けての考え方について説明した後、意見交換を行った。

○アンケート調査の結果

近年、子どもたちの間でスマートフォンやインターネットを利用した交流や遊び、トレーディングカードゲームが流行り、それに伴う子どもたちの生活習慣の乱れ、ネットいじめ等により、子どもたちが犯罪の被害者や加害者になることは、志木市の子どもたちにも起こりうることであり、という強い認識から、市内の小中学生にアンケート調査を実施した。

アンケートの対象者は4,377名、回答者数は4,100名、回答率は96%であった。

○条例制定に向けての考え方について

子どもたちがトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、インターネットやトレーディングカードの利用に関して各家庭において取り決めを行うことや、学校・地域などの責務を明確にするため「家庭教育の支援に関する条例制定に向けた考え方」を示した。

条例については、7歳～15歳未満を想定したものとしており、「親の責務」「こどものやくそく」「学校の責務」「地域住民の責務」「市の責務」について明記した。

（1）親の責務

- ①子どもを守る（機器やトレーディングカードの管理）
- ②家庭の意識改革（生活習慣）
- ③生きる力を育む（良好な地域環境を整備）

（2）こどものやくそく

- ①規則正しい生活を送る
- ②保護者の承諾なしにカードの交換や売買をしない
- ③携帯電話等により、インターネットやゲームをするときは、時間を決める

(3) 学校の責務

- ①保護者や地域住民と連携し、子どもの健やかな成長のための家庭教育支援を行う
- ②保護者や地域住民、市と連携し子どもたちが安全で健やかに育つ環境づくりに努める

(4) 地域住民の責務

- ①保護者や学校、市と連携し、子どもの健やかな成長に寄与するよう努める
- ②保護者や学校、市と連携し、家庭教育を支援するための取組を行うよう努める
- ③保護者や学校、市と連携し子どもたちが安全で健やかに育つ環境づくりに努める

(5) 市の責務

- ①ソフトウェア（フィルタリング機能）利用の普及を図るため、必要な措置を講ずる
- ②本条例における取り決めを行うことの重要性について市民の理解を深めるよう、必要な措置を講ずる
- ③インターネットの適切な利用に関する教育の推進
- ④相談体制の整備及び充実
- ⑤保護者や学校、地域住民と連携し子どもたちが安全で健やかに育つ環境づくりに努める

(市長)

SNS をきっかけにした事件を受け、埼玉県教育委員会でも改めて県内の小中学校・高校において教師、保護者等に向けて指導するよう通達が出されたところであり、本市においても、インターネットやトレーディングカードに起因するトラブルに子どもたちが巻き込まれることを未然に防ぐため条例制定に向けて作業を進めている。ついては、皆様の忌憚のないご意見を頂きますようお願いいたします。

スマートフォンや携帯電話、ゲーム機を利用していることで、仲間外れにされた、掲示板への書き込みをされた、返信が遅いと責められたなど、いじめにもつながることがアンケート調査の結果からも分かる。

また、アンケート調査の結果において、カードゲームをして困った子どもが 15.5%となっているが、具体的な内容について聞きたい。

(課長)

カードを盗まれた、カードを失くした、カードゲーム中のトラブル、買いすぎてお金が無くなった、兄弟間の喧嘩などが挙げられている。

(委員)

アンケート結果は小中学生合算になっているようだが、それぞれの内訳はあるか。4者入っているのは良いと思うが、市の責務の最後の項目「」に修正した方が良い。また、父子家庭や外国籍の家庭も増えている。条例にしても逃げ道が多い。家庭環境によっては放課後に家の中で一人ぼっちでいる子もいる。

(委員)

年長年中が混ざってカードゲームをしていることが多い。7歳からではなく7歳未満を含めるという意味で15歳未満としてはいかがか。

(市長)

公教育を担っているという視点から7歳からと設けていると思うが、対象年齢を下げることについての担当課としての考えはいかがか。議論はあったか。

(課長)

アンケートでも何歳からにするのかという意見はあった。未就学児は親の目が行き届く一方で、義務教育過程の児童生徒は、自由に動ける分、親の目が行き届かないことから対象を7歳から15歳とした。

(委員)

家庭の責務ということであれば、下限を定めているとちょっと足りないかなという気がする。大きく広く市のほうで制定して見守っていただければいいかと思う。

(委員)

「家庭教育」で考えると7歳以下も含めた方が良いのでは。

(市長)

範囲についてはこの場で決めなくてもよいので、今後検討していきましょう。

(委員)

大きな事件が起きる前にこのような動きがあるのは良いこと。家庭の力が弱くなっていることを感じる。人格形成などのもとになるもの。条例にすることは素晴らしいと思う。

(市長)

市民の皆様にしかりと理解してもらえることも目標であり、この条例は、今後しっかりと役目を果たすことが期待できる。

(委員)

近年では、父子家庭も多くみられる。そのため、条例を制定することで仕事でほったらかしにされている家庭が救われることがあるかもしれない。

(委員)

子どもの約束の中に、放送が流れたら必ず家に帰りましょうということも入れておいた方が良いのでは。

(市長)

条文に「規則正しい生活」という文言を入れており、その中に含まれると考えている。

(委員)

条文に明記できないものについては、学校で約束事について話し合う機会を設けるとか指導するとかきちっとやっていただければいいのかな。家庭の事情により一律とはならないけ

ど。

(委員)

時間を守るということに関して、ゲームを途中でやめられない(セーブできない)でズルズル続いてしまってそれを親が認めてしまっている。また、親御さんがいる家にしか遊びに行かない、あの子と遊ぶとゲームができる、あの子と遊ぶとゲームができないから他のことをして遊ぶなど子ども内で区別があると聞いたことがある。

(委員)

逃げ道が結構ある。4時半以降家に帰宅しても親御さんがいないと、近所の公園で遊んでゲーム機をとられたりするトラブルを目撃したことがある。

(市長)

P T A等からの意見はあったのか。

(課長)

P T Aや各種団体からも意見を頂戴しており、全団体共通で、条例策定後は周知を図り、理解までさせないと意味がないという意見も頂いた。

○今後の展開について

3月議会に条例の議案を上程し、条文素案は教育委員会で示す。事業展開は平成30年度予算で事業展開を予定。

3 閉会